

2026.3.24「第12回県理事会」承認

2026.4.21「第53回定時総会」提案

一般社団法人宮城県中小企業家同友会 規程・規則集

第1章 役員選考規程（2025年度 追記・修正）

（総則）

第1条 定款第5章 役員 第18条、第19条に定める役員を選考は、この規程によって行ないます。但し、副代表理事・専務理事・相談役の選考は必要に応じて理事会で行ないます。

【注釈】

- ・旧) 規約 第8条
- 新) 定款 第5章 役員 第18条、第19条

（役員選考委員会の設置）

第2条 第1条に基づく役員を選考するため、役員選考委員会を設けます。理事会は役員選考委員長を指名します。

（委員会の構成と選出、任期）

第3条 役員選考委員会は、継続的に議論を積み上げていくため6～8名程度とし、正副代表理事会・ブロック（支部）・委員会・部会より数名、事務局長その他で構成し、役員選考委員長の推薦のもと理事会で選出します。役員選考の任期は、次年度の定時総会開催にあたって新たな役員選考委員が選出されるまでの期間とします。

（役割）

第4条

役員選考委員会は役員選考規程に基づき、理事、監査役を選考し、総会に提案します。また、役員選考にかかわる諸問題、入退会にかかわる審査、定款・規程・規則の改廃の提案等も協議します。なお、選考する理事、監査役定数は理事会で決定します。

【注釈】

- ・旧) 規定
- 新) 規程
- ・旧) 県総会
- 新) 総会
- ・2024年度より役員選考にかかわる諸問題に加え、入退会規程を含む、旧規約・規定・細則の見直しなど、役割の範囲が広がったことから「入退会にかかわる審査」「定款・規程・規則の改廃の提案等」を追記。

（選考に関する遵守事項）

第5条 役員選考委員は選考に関しての過程を一切他言してはなりません。

(理事の推薦と期間)

第6条

第1項 会員は誰もが理事に立候補できます。また予め本人の了承を得た上で他の会員を理事に推薦できます。役員選考委員会が定めた期間に、所属する支部の役員会に立候補、推薦の届け出をします。また支部役員会は、立候補、会員推薦の候補者を含めて理事として推薦する候補者を審議し、役員選考委員会に推薦します。

第2項 委員会・部会・実行委員会（経営研究集会・新春講演会など）の組織は、理事会の決定した役員定数に従い、その長を理事として、役員選考委員会に推薦します。

第3項 理事会は、次年度の理事を役員選考委員会に推薦します。事務局長を会員外理事として役員選考委員会に推薦します。

第4項 役員選考委員会は、上記1項から3項の推薦を受けた者を、理事候補者として選考し、総会に提案します。

【注釈】

- ・旧) 県総会
- 新) 総会

第5項 総会にて承認された理事によりただちに第1回理事会を開催し、中同協幹事候補、代表理事・副代表理事・専務理事、各支部・委員会・部会の長を互選します。第1回理事会は事務局長が司会をつとめます。

【注釈】

- ・旧) 県総会
- 新) 総会

(役員選考の規準)

第7条 下記の規準で役員を選考します。

- 1) 同友会の三つの目的に共鳴する者
- 2) 経営と同友会活動を不離一体のものに近づけようと努力している者
- 3) 理事会や重要な行事・諸会議に出席できる者
- 4) 役員研修講座（必須）や全国行事にも参加し、謙虚に学び、自己研鑽に励み、同友会運動の発展のために積極的に努力しようとする者
- 5) 経営指針の成文化、就業規則や賃金規程の整備、採用・共有に取り組み「人を生かす経営」を実践しようとしている者
- 6) 代表理事・副代表理事・専務理事は理事経験者とします
- 7) 同友会運動の蓄積と連続性を図るため、役員の任期制による機械的な輪番制や総入れ替えは行いません

【注釈】

- ・旧) 基準
- 新) 規準
- ・旧) 県理事会
- 新) 理事会

- ・旧) 規定
- 新) 規程
- ・旧) はかる
- 新) 図る

(規程の改廃)

第8条 この役員選考規程の改廃は、理事会で行ないます。

2023年3月28日、「第12回県理事会」において一部改訂

2026年3月24日、「第12回県理事会」において一部改訂

第2章 入退会規程（2025年度 追記・修正）

（入退会規程の運用）

第1条

第1項 同友会は、①中小企業の経営者個人が自主的に加入する経営者団体であること ②社会的良識ある経営者集団であることを踏まえ、以下の規程を定めます。

第2項 入会資格については、**定款 第3章 会員 第6条**に準じます。

【注釈】

- ・本条の適用については、2026年4月1日以降の入会者を対象とし、既存会員は対象としません。

（中小企業家とは）

第2条

第1項 中小企業家とは「経営権を持って自主的に経営している者」を意味します。個人事業主も含まれます。

第2項 中小企業家に準ずる者とは次のように中小企業運動にとって不可欠な者をさします。

- 1) 企業の後継者、役員（取締役）
- 2) 弁護士、税理士、社会保険労務士などの専門家
- 3) 研究所、病院、学校などの経営者
- 4) 農協や郵便局などの組合法人や特殊会社の長

【注釈】

- ・旧1) 企業の後継者や経営幹部

新1) 企業の後継者、役員（取締役）

旧1) 「企業の後継者や経営幹部」については、これまで「経営幹部」に執行役員、部長、課長、主任等を含んでいましたが、「役員（取締役）」のみと改定します。また、次期役員候補者も含みますが、次期役員候補者として指名されていることを証明する代表者の決済をもらうことを前提とします。

「企業の後継者」については、後継者として指名されていることを証明する代表者の決済をもらうことを前提とします。

- ・旧5) 金融機関の支店長

新 削除

意見交換、懇談会、来賓出席等から関係づくりに取り組むことを確認し、改訂後は入会資格を有さないこととします。

- ・「大手企業資本（上場企業）」の子会社の経営者が入会を希望する場合、同友会の目的と趣旨を理解し、役員選考委員会の審査を経て、理事会の承認が得られた場合に限りします。

- ・「支店・営業所・工場・出張所など、何らかの拠点を県内に置いていない」場合、同友会の目的と趣旨を理解し、役員選考委員会の審査を経て、理事会の承認が得られた場合に限りします。

新 第3項 次の場合は入会資格を有しません。

- 1) 地方公共団体等の行政機関
- 2) 現職の首長及び議員（国会、地方議会を問わず）
- 3) 銀行・信用金庫・信用組合等の金融機関
- 4) 宗教団体
- 5) 信用調査会社
- 6) 保険会社（保険会社の社員の籍を持たない代理業の方は資格を有する）
- 7) 反社会的企業と認められる場合

【注釈】

- ・第3項を追記します。2026年4月22日以降の入会者を対象とし、既存会員は対象としません。
- ・6) 保険会社（保険会社の社員の籍を持たない代理業の方は入会資格を有する）」は、第1項 中小企業家とは「経営権を持って自主的に経営している者」には該当しないと判断し、改訂後は、入会資格を有さないこととします。2026年4月22日以降を対象とし、既存会員は対象としません。

新 第4項 入会審査に関しては、第3項に抵触する恐れがある場合は、推薦者及び該当支部の意見を聞いた上で理事会に上程するか否かを役員選考委員会で事前協議を行います。それ以外の場合は、入会申込書が届いた直後の理事会に遅滞なく上程するものとします。

【注釈】

- ・第4項を追記します。

（会員資格の取得）

第3条

第1項 一般社団法人宮城県中小企業家同友会の定款に賛意を示し、規程第2条の要件を満たし、定款第6条が実行された者は会員資格を得ます。

第2項 入会時に次の手続きを済ませます。

- 1) 入会申込書の提出
- 2) 入会金 20,000 円の納入
- 3) 3ヶ月分の会費の前納
- 4) 会費の自動振替（口座）用紙の提出

第3項 公序良俗に反する恐れのある者は会員としてふさわしくありません

【注釈】

- ・第4項を削除します。

（会員資格の再取得）

第4条

第1項 再入会する場合は、規程第3条に準じます。

第2項 再入会者に関しては、入会金を 5,000 円とします。但し、再入会時に本人から申請するものとします。

第3項 除籍となった会員は原則再入会できません。除籍については定款第9条、第10条、第11条に準じます。

第4項 会費が未納のまま退会した場合、未納分を完済することを再入会の条件とします。

(会員名義変更 会員資格の継続)

第5条 会員名義を変更する場合、理事会に申し出ます。

(会員資格の喪失)

第6条 定款第9条に準じます。

(規程の改廃)

第7条 この入退会規程の改廃は、理事会で行ないます。

2026年3月24日、「第12回県理事会」において一部改訂

第3章 会計規程

(会計処理)

第1条

第1項 会合の参加費は受益者負担とし、その都度例会の場で集金します。

第2項 規約第6条に記す会費以外で各支部や委員会・部会独自で一律に会費を徴収することを行いません。

第3項 飲食代は、参加者の自己負担を原則とします。

第4項 年度末には必要以上の余剰金（次期繰越金）や予算超過を出さない運営を心がけます。また、各支部や委員会・部会独自で余剰金を保有することはしません。余剰金が出た場合は会全体のものとして還元します。

(宮城同友会の領収書の発行)

第2条

第1項 会費は「運営費」、活動は「参加費（受益者負担・独立採算）でまかなう」のが原則です。「参加費」には宮城同友会の領収書を発行しますが、「同友会は経営者が学ぶ会」という信頼を保つため、領収書の発行範囲や取り扱いを以下に規定します。

第2項 発行範囲

1) 二次会、ゴルフコンペは会として主催しないので領収書は発行しません。

2) 予め飲食込みの会合の場合、会の領収書を発行します。飲食代は5,000円を目安にします。

(規程の改廃)

第3条 この会計規程の改廃は、理事会で行ないます。

第4章 対外活動に関する規程（2025年度 追記・修正）

はじめに

同友会が会勢を伸ばし、社会的にも知られるにつれて、地域から注目される存在となってきています。中小企業家の政策要望に限らず、地域経済の振興、町おこしのための創意的な提案を行ない、自治体、地域住民と共に行動を起こすことで地域社会に貢献することが期待されています。

また、同友会は、第3の目的にも掲げているように、ひろく他の中小企業団体とも提携して、中小企業の経営努力が報われるような経営環境の確立に努力しています。そのためには、日頃より、地域の他の中小企業団体との情報交換や、役員間の交流を深めておくことが大切です。さらには、教育機関、マスコミ、文化・福祉・労働・市民団体とのつながりも大切にすべきでしょう。

（他団体との協力の基本姿勢）

第1条

- 第1項 他団体と連携して活動する場合、思想・信条を問わず、幅広い運動を可能にしていく方向で取り組みます。
- 第2項 「3つの目的」に反するような団体とは一線を画します。
- 第3項 利益供応などに関しては、一切断ります。
- 第4項 会員や他同友会を通じたの依頼においても、第1項、2項、3項を徹底します。

（他団体との協力体制）

- 第2条 同友会が他団体と協力をとる場合、次の体制で協力します。
 - 第1項 協力の形態として、宮城同友会として、協賛、後援の形態で協力します。
 - 第2項 会合などへの参加、アピールを組織的に行ないます。

【注釈】

- ・2025年12月23日（火）「第9回県理事会」にて、以下を確認しました。
 - 「共催」に関して、依頼する側（宮城同友会→行政/他団体など）、依頼される側（行政/他団体など→宮城同友会）のどちらの場合も、問題が発生した場合、お金の問題等、責任の所在が曖昧となることから、従来通り、「協賛」「後援」のみの協力体制として、強い「共催」の依頼があった場合は、都度、理事会で協議することを確認しました。

（他団体からの申し入れへの対応）

第3条

- 第1項 他団体からの依頼に関しては、必ず趣旨・目的などを明確にした書面をいただきます。
- 第2項 他団体からの依頼に関しては、その団体の組織、行事、会合の目的や趣旨を事前に調査します。
- 第3項 「会が要請を受ける場合」は、会の目的・性格や会合の趣旨・テーマなどの説明を受け、同友会の目的や理念に照らして判断します。
- 第4項 他団体との協力を決定する場合には理事会で提案、承認し、会の団結を損なわないようにします。

(他団体との協力における会内広報)

第4条

第1項 会内への広報手段

- 1) e.doyu などを用いてのアナウンスとメール配信にて会員に知らせます。
- 2) 全会員郵送物に同封することは原則いたしません。
- 3) 案内チラシやパンフレットなどについては会合などで配布することは原則いたしません。
必要に応じて事務局に展示します。

第2項 対象

- 1) 行政組織（外郭団体を含む）
- 2) 行政と密接した団体（NPOなど）や公益法人など
- 3) 報道機関
- 4) 教育機関、研究機関
- 5) 宮城同友会で、協賛、後援する企画・会合・行事

第3項 運用

- 1) 上記に基づく日常業務は事務局で行ないます。
- 2) 判断を要する場合は、理事会に提案し、承認を得ます。

(具体的対応)

第5条

第1項 政党・政治団体との関係

- 1) 会が要請を受ける場合は、内容やテーマを確認し、どの政党であっても要請に基づいて理事会で判断します。
- 2) 会が要望、提言を行なう場合は、同友会の方針や環境改善の要望・姿勢、政策提言など、会活動の動きを各政党に平等に知らせます。会員にも知らせます。
- 3) 同友会理念に合致していれば、主催がどこであっても拘わりなく要請を受け入れます。
- 4) 取材の要請については、どの団体や政党であっても同様に受け入れます。掲載した記事を提供された場合は、理事会で紹介し、必要があれば会員にも知らせます。
- 5) 政治家個人主催、その後援会が主催する会合、政治資金を集めるためのパーティーには会員・会内役職名で出席できません。

(規程の改廃)

第6条 この対外活動に関する規程の改廃は、理事会で行ないます。

第5章 理事会運営規程

(総則)

第1条

第1項 この規定は、規約の精神に基づいて、会を自主的、民主的に運営するための基準を示したものです。

第2項 この規定に定めていない事項は、規約、総会または理事会の決定に従います。

(理事会の運営)

第2条

第1項 県総会にて承認された理事でただちに第1回理事会を開催し、中同協幹事候補、代表理事・副代表理事・専務理事、各支部・委員会・部会の長を互選します。第1回理事会は事務局長が司会をつとめます。

第2項 理事会は、原則として毎月開催し、会の運営、組織全般について全理事がよく掌握し、会員の要望に応じて積極的に活動します。

第3項 選任された理事は、特別な理由がない限り理事会に参加します。万が一参加できない場合は代理出席者を予め調整します。欠席、代理出席者がいない、事前連絡なく欠席した場合には「理事会へ一任」と判断します。代理出席、オブザーバー出席は、支部長の承認のもとに出席者を出席させることができます。

(理事会の役割)

第3条

- 1) 理事会は、会の活動方針の具体化を推進します。
- 2) 重要な問題は時間を掛けて論議し、納得と合意を大切にした“全員一致”の原則で運営します。対立する問題は、保留や継続審議にして少数意見も尊重しますが一致したことからすぐ実行に移します。
- 3) 理事会の団結を守り、事務局とともに、常に全体の意向をくみながら活動を牽引します。
- 4) 個々の行事を全会員の要望に沿って、責任を持って企画実行し、会員の参加を促し行事の終了に際しては適切な総括を行ない、教訓を会内に蓄積します。
- 5) 会活動の新しい分野に挑戦し、困難に直面しても理事会が先頭に立って解決を図ります。
- 6) 行政・マスコミ・金融・教育機関・他団体など会外との関わりについては理事会でよく議論し、責任ある対応をします。
- 7) 担当分野にとどまらず会活動全体の状況を正しく把握し、他分野の役員とも連携します。

(表彰と制裁)

第4条

第1項 会員が著しく会の名誉と発展のために貢献した場合は、理事会の決定により表彰します。その方法については、その都度理事会が決めます。

第2項 会員が著しく会の規律を乱し、名誉を汚すような言動を行なった場合、理事会の決定により、注意、退会勧告、除籍などの制裁を行ないます。

(謝礼)

第5条

第1項 会員が例会、各委員会・部会、その他で報告者をつとめる場合は、「共に学ぶ」という同友会理念に基づいて、原則として謝礼は支払いません。

(但し、弁護士、税理士、社会保険労務士などの専門職の立場から報告を依頼した場合は、代表理事、専務理事、事務局長が協議のうえ、謝礼を呈することがあります。)

(交通費、宿泊費)

第6条

第1項 役員または会員が会の活動として中同協の役員会に出張する場合には、交通費、宿泊費などの実費は原則自己負担とします。

第2項 全国三大行事および各種中同協行事において会員が報告者をつとめる場合は、交通費、宿泊費を助成します。

第3項 第1項、2項で判断が難しい場合には理事会で検討、決議します。

(慶弔、見舞金など)

第7条 会員に慶弔事、ならびに病気、災害があった場合、10,000円の範囲内において慶弔、見舞の意を表します。なお、特別な場合は、代表理事、専務理事、事務局長が協議して処理します。

(会計処理)

第8条

第1項 会計処理は複式簿記により、常に収支を明確にしておきます。

第2項 会計処理は事務局員のなかから実務担当者を決め、理事に財務総務担当者をおいて、その指導監督に当たります。理事会に3ヶ月に一度、財務内容を報告します。

第3項 毎年度末の決算関係書類は、原則として同友会事務局において監査役に会計監査を受けます。

(規程の改廃)

第9条 この理事会運営規程の改廃は、理事会で行ないます。

第6章 支部運営規程

はじめに

これまでの宮城同友会の発展に伴って、県内の各地域に活動組織ができ、同友会理念の実現に向けてより大きな同友会を展望できるようになりました。そこで、これまでの支部運営規定、地区運営規定を全面的に見直し、新しい支部運営規定を設けます。

(総則)

第1条

第1項 この規定は、規約第9条に基づいて、支部を運営するための基準を定めたものです。

第2項 この規定に定めていない事項は、規約、総会または理事会の決定に従ってその地域の実情に適合するかたちで具現化し、運営します。

(組織)

第2条

第1項 県内の各自治体単位を基本に呼称を「支部」とします。

第2項 各支部から要請があり、理事会が必要と認めるときは、各支部を統括する「ブロック」をおきます。

地域性に沿った課題に対応するため、県内を4つのエリア（仙台、県南、県北、沿岸）に分けて、エリア内各支部を統括する「ブロック」を置きます。

第3項 ブロックは、各支部長・副支部長を「ブロック役員」として、合同の総会・理事会・例会を開催します。

ブロックは、各支部長・副支部長を「ブロック役員」として、合同総会（ブロック総会）、合同理事会（ブロック理事会）、合同例会（ブロック例会）を開催します。

第4項 会員の所属は原則として会社所在地の支部とします。

第5項 会員は所属支部以外のどの支部の例会にも参加できます。一社から複数の参加も妨げません。

(機関)

第3条 支部には次の機関をおきます。

支部総会 支部の最高決議機関で、県の定時総会后1ヶ月以内に開催し、支部長が招集します。臨時総会は、支部会員の3分の1以上の要請、支部理事会が必要と認めたとき、および理事会が必要と判断したときに開催します。

支部理事会 支部総会に次ぐ決議機関で、定例支部理事会は原則として毎月開催し、支部長が招集します。

(役員)

第4条 支部に次の役員をおきます。

支部理事 若干名とし、支部総会で選出します。

支部長 支部活動の全般を統括し、支部理事の互選とします。

副支部長 支部長を補佐し支部活動の全般を統括します。支部理事の互選とします。

支部理事の任期は1年とし再任は妨げません。また、機械的な輪番制は取りません。支部長、副支部長の任期は各支部で判断しますが、後任育成のための期間として3～5年を目途とします。

(運営)

第5条 支部活動は、会員が主体者として自主的に参加し、みんなで運営し、本音の学び合いから、経営者としての人格識見を養い、地域からの期待に応えようとするものです。行事等の企画・運営・設営に積極的に関わります。支部理事会においては、情勢問題や経営課題を取り上げ、企業づくりを中心課題として取り組みます。会運営と企業経営を一体のものとし、会員同士が支部理事会で企業づくりを語り合い同友会づくりを進める力とします。

(財政)

第6条 会計規定に準じます。支部の予算は定時総会で決定します。支部総会ではその報告および前年度の決算報告を行いません。支部運営費の予算は定時総会で決定します。内訳は、「例会会場費（支部毎の実費で予算化）」「講師関係費（全支部共通）」「経営指針実践推進費（全支部共通）」「支部活動補助費（会員数により逆配分）」とします。支部活動費は、支部理事会管轄として慶弔費や他団体主催事業参加費など支部活動に必要と認められるものに充てます。但し、会計規定に準じて飲食代や二次会費はあくまで自己負担とします。また、年度末に余剰金が出た場合は会全体のものとして還元します。

支部運営費の予算以外の面で予算を必要とする場合は県理事会に提案し審議します。

(主な活動)

第7条 支部活動は県のビジョンと方針に基づく「支部理事会」「支部例会」「組織活性化」を基本とします。その他必要に応じて各種活動を行なう際には、理事会の承認を得ます。

(規程の改廃)

第8条 この支部運営規程の改廃は、理事会で行いません。

運営に関する規則

規則1 慶弔に関する規則

- ①会員本人の死亡 10,000 円の香典
- ②会員本人の一親等のご家族の死亡 5,000 円の香典
- ③会員企業の社長および会長の死亡 5,000 円の香典
- ④会員本人または会員の子女の結婚 祝電

※該当する場合は、事務局へ知らせるものとします。

※金銭には替えられない同友会の豊かな結びつきを实らせるために、会員が個別に対応することは妨げません。

規則2 会員報告者、講師の謝礼の目安

- ①一般社団法人宮城県中小企業家同友会会員（他支部）交通費と宿泊代の実費
- ②一般社団法人宮城県中小企業家同友会会員（同支部）なし
- ③各地同友会会員・事務局 30,000 円～
- ④中同協役員 30,000 円～
- ⑤会外講師 30,000 円～

※会員報告者の懇親会参加費は会として負担しません。

規則3 一般社団法人宮城県中小企業家同友会の後援名義使用基準

1. 基本的な考え方

営利を目的にしないことを大前提とします。そのうえで以下の要件を満たすものとします。

- ①地域や中小企業に貢献するもの
- ②同友会理念に合致するもの
- ③宮城県全体の公益性があるもの

2. 対象

- ①行政や関連する機関や団体、学校、金融機関、報道等が関係しているもの。
- ②後援団体に、行政や関連する機関や団体が名を連ねている場合。

規則4 選挙に際しての心得

1. 基本的な考え方

同友会では会員の主義主張の自由を保障しあうとともに、特定の政党を支持せず、どの政党とも同じように付き合っていくという基本精神があります。

2. 支持・推薦について

選挙にあたっては各政党や候補者個人から、支持や推薦の依頼が寄せられることがあります。会の性格上、政党や候補者個人を支持または推薦することはなく、依頼については断るものとします。

3. 会員が立候補する場合

- ①日頃一緒に経営努力を重ねる学びの場の仲間であっても、同友会や支部の名を使って支持や推薦を表明することはできません。
- ②議員候補者を励ます会や、激励パーティー等の席上であいさつや乾杯などの登壇を求められ

た際は、個人として対応することは可能ですが、同友会の役職で対応することはできません。

- ③議員候補者のポスターやチラシ等で、支持や推薦団体として同友会名の使用は認めません。掲載の場合は削除を求めます。
- ④立候補した会員が議員となった場合には、速やかに会員名義を変更するよう求めます。名義変更ができない場合には退会を求めることがあります。また、支部等で、その者を顧問や相談役として特別な立場に位置づけることはしません。

4. 議員候補者のあいさつの扱い

- ①同友会の各種会合で、議員あいさつの申し入れがあった場合は、会の性格上、受けられません。
- ②あいさつのために会合当日になって来場した場合も、受けられません。

規則5 入会資格の判断

1. 会員企業の後継者及び経営幹部の入会について

- ①会員企業の後継者及び経営幹部入会の場合は入会金無料、会費は月額 7,000 円とし、3ヶ月前納を原則とします。
- ②会員企業の経営幹部の場合は、役職に関わらず会員本人と対象となる経営幹部の双方に入会意思と合意があることを前提とします。
- ③そのうえで、双方が署名した「推薦状」が必要です。

以上の要領で「会員企業の後継者と経営幹部の入会」を理事会で判断し、決定します。

一般社団法人宮城県中小企業家同友会定款・規程・規則について（2025年度追記・修正）

【注釈】

- ・旧) 規約・規定・細則
- 新) 定款・規程・規則

(1) 定款・規程・規則までの運用の整理

会の性格や基本となる考え方を定めた「定款」を元に、具体的運営の取り決めを示した規程と規則について改めて整備します。次の3つの階層とします。

1. 定款 会の目的、性格に基づいた会運営の基本的な考え方をまとめたもの。定款の改訂、制定は総会で行ないます。
2. 規程 定款に基づいた諸活動の運営上の取り決め。規程の改訂、制定は理事会で行ないます。
3. 規則 規程に基づき、そこでは述べていない細かい点の取り決め。また、新たな活動の推進によって生まれた運営の経験を整備したもの。日常的に更新していきます。規則の改訂、制定は理事会で行ないます。

【注釈】

- ・旧) 規約から細則までの運用の整理
- 新) 定款・規程・規則までの運用の整理
- ・旧) 改定
- 新) 改訂

(2) 定款、規程、規則の制定プロセス

①各組織からの定款、規程、規則に関わる会運営上の課題の相談



②各組織からの提案を集約（各支部・委員会・部会など）

【注釈】

- ・旧) 各部門で各組織からの
- 新) 各組織からの
- ・旧) 地域ブロック会・委員会部会連絡協議会など
- 新) 各支部・委員会・部会など



③正副代表理事会への報告、提案



④役員選考委員会への報告、提案



【注釈】

- ・役員選考委員会への報告、提案を追記。

⑤理事会への報告、提案と検討



⑥規程と規則は理事会で決議。定款は総会へ提案し決議